

平成 29 年度後期分 授業料免除・徴収延期申請について

【日本人学生向け】

※外国人留学生は、適用される制度が異なります。

経済的困窮・災害その他特別な理由により授業料の納付が困難な学生に対し、授業料の全部若しくは一部を免除又は徴収延期する制度があります。

授業料の免除又は徴収延期を希望される方は、本書を熟読のうえ、申請書類を下記へご提出ください。

※申請をする場合、授業料は決定通知日以前に納入しないでください。

免除・徴収延期申請者については、振込用紙は送付されません。結果が出るまで授業料の徴収が猶予されます。

受付場所：学務課 学生支援・国際連携係
受付期限：平成29年10月10日（火）午後5時
受付時間：午前9時～午後5時

《目次》

I. 授業料免除・徴収延期制度の概要	1
II. 申請方法・結果通知	2
III. 申請書類に関する注意点	7
IV. 注意事項	10
V. その他	11

(別紙1)	非課税収入の書き方
(別紙2)	申立書の記入例
(別紙3)	家庭状況調査書 記入例
(別紙4)	免除申請書類チェックリスト
(別紙5)	徴収延期申請書類チェックリスト

様式第1	: 授業料免除申請書
様式第2	: 授業料徴収延期申請書
様式第3	: 家庭状況調査書
様式第3-2	: 独立生計者 家庭状況調査書

I. 授業料免除・徴収延期制度の概要

◆免除

1. 対象者

最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがある学部生又は大学院生（科目等履修生、聴講生、研究生、研修生を除く。）のうち、下記(1)～(4)のいずれかに該当する者。（ただし、授業料を滞納している者は対象外。）

- (1) 生活保護法による被保護家庭の子弟である学生
- (2) 経済的理由により授業料の納付が困難な学生
- (3) 申請期限前1年以内において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が困難な学生
- (4) 申請期限前1年以内において、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は事業の倒産により授業料の納付が困難な学生

2. 免除額

各期に納付すべき授業料の全額又は半額

3. 基準

ホームページに掲載している「授業料免除・徴収延期制度について」を参照

◆徴収延期

1. 対象者

最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがある学部生又は大学院生（科目等履修生、聴講生、研究生、研修生を除く。）のうち、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者。（ただし、授業料を滞納している者は対象外。）

- (1) 経済的理由によって授業料を納付期限までに納付することが困難な学生
- (2) 申請期限前1年以内において、学資負担者が行方不明になり、授業料を納付期限までに納付することが困難な学生
- (3) 申請期限前1年以内において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料を納付期限までに納付することが困難な学生

2. 徴収延期の納付期限

納付期限は、平成30年3月20日（火）。

ただし、卒業又は修了年次の最終学期の納付期限は、平成30年1月31日（水）。

3. 基準

ホームページに掲載している「授業料免除・徴収延期制度について」を参照

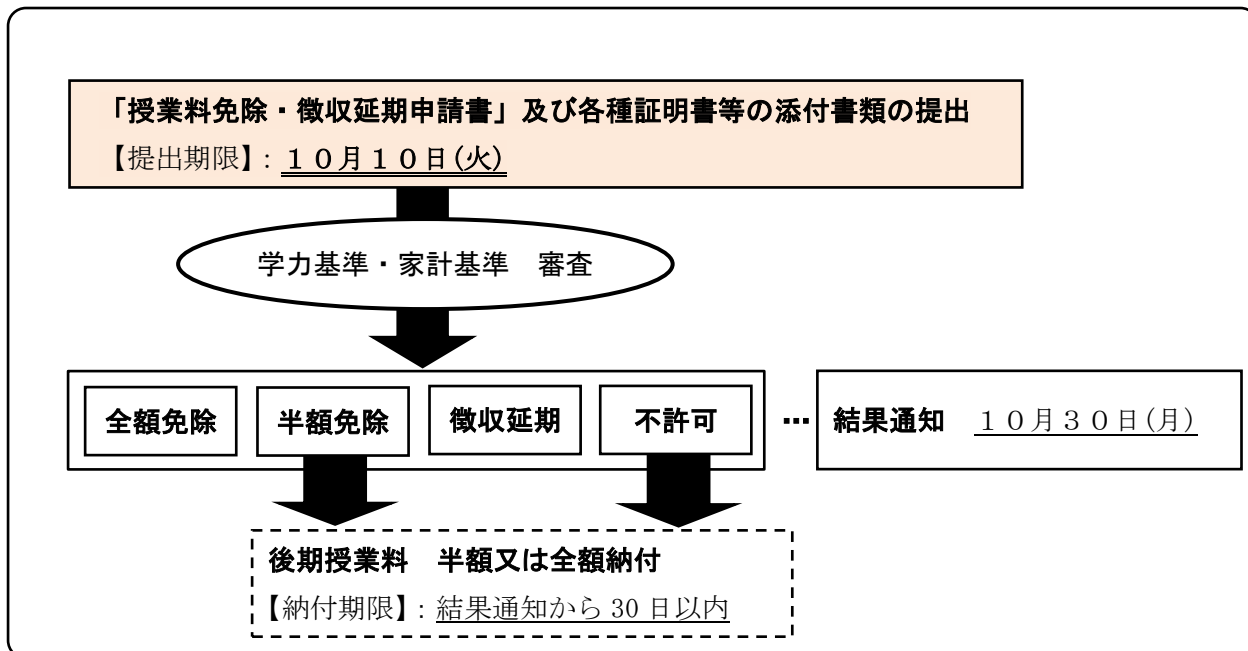
※免除が不許可の場合であっても徴収延期に該当することがあります。免除が不許可の場合に徴収延期を希望される方は、徴収延期の申請書類も併せて提出してください。

II. 申請方法・結果通知

1. 申請の流れ・スケジュール

※免除・徴収延期申請者については、結果が出るまで授業料の徴収が猶予されます。結果通知前に授業料を納入しないよう注意してください。

※「学力基準」は平成25年度以降の入学生に適用されます。



2. 申請書類

3～6 ページの「申請書類一覧」をご覧ください。

※平成29年度前期に免除・徴収延期を認められた方で、引き続き後期も免除・徴収延期を申請される場合は「授業料免除・徴収延期申請書」及び「前期分の授業料免除・徴収延期許可通知書の写し」のみを提出してください。ただし、前期申請時と家計状況等(申請区分、世帯人数、特別控除に関すること)に変更がある場合は、変更内容に関連する各種証明書等の添付書類も提出してください。

※その際、申請書の免除を必要とする理由に、必ず前期申請後の家計状況等の変更の有無を記載してください。

3. 結果通知

10月30日(月)に、窓口にて結果通知書をお渡しします。

必ず結果通知書を取りに来てください。

※審査の結果、「不許可」、「半額免除」、「徴収延期」となった場合は、後期授業料の振込依頼書を郵送しますので、必ず振込依頼書に記載の納付期限までに授業料を納付してください。

申請書類一覧

①免除申請書類

区 分	書 類	発行元
<p style="text-align: center;">申請者全員</p> <p>※ただし、今年度前期に免除・徴収延期が認められた学生は、「授業料免除申請書」と「前期分の授業料免除・徴収延期許可通知書の写し」のみで申請できます。</p>	授業料免除申請書（様式第1）	—
	今年度前期分の授業料免除・徴収延期許可通知書（写） 【前期に免除・徴収延期が認められた学生のみ】	—
	成績証明書【H25年度以降の入学生のみ】	—
	家庭状況調査書（様式第3）	—
	免除申請書類チェックリスト（別紙4）	—
(1)生活保護法による被保護家庭の子弟である学生	1. 生活保護受給証明書など福祉事務所長が発行する生活保護を受給中であることを証明する書類	福祉事務所
	2. 申請者本人の戸籍抄本 又は 世帯全員分の住民票 （学資負担者と同一住民票かつ続柄表記があるものに限る） ※生活保護受給証明書などに申請者の氏名の記載がある場合は不要。	本籍地の市区町村役場など
(2)経済的理由により授業料の納付が困難な学生	1. 世帯全員分の住民票（続柄表記があるもの）	市区町村役場
	2. 所得（課税）証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 （本人を含む世帯全員分。但し、中学生以下で収入がない者は不要。）	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類（詳細は③参照）	—
(3)申請期限前1年以内（平成28年10月11日以降）において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が困難な学生	1. 世帯全員分の住民票（続柄表記があるもの）	市区町村役場
	2. 所得（課税）証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 【H25年度以降の入学生】：本人を含む世帯全員分 【H24年度以前の入学生】：学資負担者分のみ	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類（詳細は③参照） 【H24年度以前の入学生は提出不要】	—
	4. 罹災（被災）証明書	消防署 市区町村役場
	5. 被災時に学資負担者が所得税法上において申請者を扶養していたことを証明する書類	勤務先など
(4)申請期限前1年以内（平成28年10月11日以降）において、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は事業の倒産により授業料の納付が困難な学生	1. 世帯全員分の住民票（続柄表記があるもの）	市区町村役場
	2. 所得（課税）証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 【H25年度以降の入学生】：本人を含む世帯全員分 【H24年度以前の入学生】：現在の学資負担者分のみ	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類（詳細は③参照） 【H24年度以前の入学生は提出不要】	—
	4. 死亡・長期療養の場合：医師の診断書（長期療養の場合、状況発生日及び6ヶ月以上の入院が必要な旨の記載が必要） 失業・倒産の場合：雇用保険受給資格者証（写）（離職理由：11, 12, 31, 32のみ対象） 又は 事業の倒産を証明する書類	医師 公共職業安定所 法務局
	5. 事由発生時に学資負担者が所得税法上において申請者を扶養していたことを証明する書類	勤務先など

* 所得(課税)証明書は申請の前年分の所得が記載されているものを提出してください。

②徴収延期申請書類

区 分	書 類	発 行 元
申請者全員	授業料徴収延期申請書(様式第2)	—
	成績証明書【H25年度以降の入学生のみ】	—
	家庭状況調査書(様式第3)	—
	徴収延期申請書類チェックリスト(別紙5)	—
(1) 経済的理由によって授業料を納付期限までに納付することが困難な学生	1. 世帯全員分の住民票(続柄表記があるもの)	市区町村役場
	2. 所得(課税)証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 (本人を含む世帯全員分。但し、中学生以下で収入がない者は不要。)	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類(詳細は③参照)	—
(2) 申請期限前1年以内(平成28年10月11日以降)において、学資負担者が行方不明になり、授業料を納付期限までに納付することが困難な学生	行方不明者届出証明書など行方不明を証明する書類 ※警察署から証明書が発行されない場合は、行方不明者届の受理番号及び申立書を提出	警察署
(3) 申請期限前1年以内(平成28年10月11日以降)において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料を納付期限までに納付することが困難な学生	1. 世帯全員分の住民票(続柄表記があるもの)	市区町村役場
	2. 罹災(被災)証明書	消防署 市区町村役場
	3. 被災時に学資負担者が所得税法上において申請者を扶養していたことを証明する書類	勤務先など

* 所得(課税)証明書は申請の前年分の所得が記載されているものを提出してください。

③その他家計の状況を証明する書類（※該当者のみ提出）

区 分		書 類	発 行 元
所得等に関する証明書	非課税の収入がある場合	年金 （・遺族年金 ・障害年金 等）	通知書(写)・通帳の写しなど金額が確認できる書類 市区町村 日本年金機構 共済組合など
		各種手当等 （・児童扶養手当 ・遺児手当 ・児童手当 等）	通知書(写)・通帳の写しなど金額が確認できる書類 市区町村など
		失業給付金	雇用保険受給資格者証(写) (支給期間・金額の記載があるもの) 公共職業安定所
		親戚等からの援助 (養育費を含む)	通帳の写し ※通帳の写しが無い場合は申立書を提出 受領者本人
証明書	申請期限前6ヶ月以内(平成29年4月11日～平成29年10月10日)に臨時所得があった場合	退職金	退職所得の源泉徴収票(写)など金額・支払日が確認できる書類 元勤務先
	※H24年度以前の入学生は不要	保険金	保険金支払通知書(写)など金額・支払日が確認できる書類 保険会社
		譲渡所得 山林所得	売買契約書(写)など金額・支払日が確認できる書類 —
特別控除に関する証明書	母子・父子世帯	児童扶養手当・遺児手当・遺族年金の最新の通知書(写)、戸籍謄本など母子・父子世帯であることを確認できる書類 本籍地の市区町村役場など	
	就学者のいる世帯	在学証明書 又は 学生証(写) ※中学生以下の就学者は不要 ※下宿している者で、下宿先に住民票を移していない場合は、住所・氏名が確認できる公共料金の使用明細(写)なども必要。 在学学校	
	障害者のいる世帯	障害者手帳(写)など(詳細は9ページ参照) 市区町村役場など	
	長期療養者のいる世帯 ※書類提出時現在6ヶ月以上療養中、又は療養見込みの者	1. 医師の診断書(病名・療養期間記載のもの) 2. 医療費の領収書(写)(最近6ヶ月分) ※1、2のいずれも必要。 病院・薬局など	
	主たる家計支持者が別居している世帯	必要経費の領収書(写)など(最近1年分) (住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費のみ) 電気・ガス会社など	
風水害・盗難等の被害を受けた世帯 (申請期限前1年以内(平成28年10月11日～平成29年10月10日))	1. 罹災(被災)証明書 又は 盗難届出証明書 2. 修理費等の領収書・見積書(写)など被害金額が確認できる書類 3. 損害保険支払通知書(写)など保険・損害賠償等による補填金額が確認できる書類 ※1～3の全て必要。ただし、「所得(課税)証明書」に雑損控除額の記載がある場合、2、3は不要。 消防署 市区町村役場 警察署 保険会社など		

区 分		書 類	発 行 元
そ の 他	独立生計者 ※独立生計者の認定基準については、10 ページをご覧ください。	1. 独立生計者 家庭状況調査書 (様式第3-2) 2. 父母等の源泉徴収票(写)など父母等の扶養親族でないことを確認できる書類 3. 本人の健康保険証(写) 4. 別居している父母等の住民票 ※1~4 のいずれも必要。	市区町村役場など
	前年に収入があった者が失業(定年・自己の意思による退職を除く)している場合	雇用保険受給資格者証(写) (離職理由: 11, 12, 31, 32 のみ対象) 又は事業の倒産を証明する書類	公共職業安定所 法務局

Ⅲ. 申請書類に関する注意点

※平成29年度前期に授業料の免除・徴収延期を認められた方で、引き続き後期も免除・徴収延期を申請される場合は、「授業料免除・徴収延期申請書」及び「前期の授業料免除・徴収延期許可通知書の写し」のみを提出してください。ただし、前期申請時と家計状況等（申請区分、世帯人数、特別控除に関する事）に変更がある場合は、変更内容に関連する各種証明書等の添付書類も提出してください。

※住民票等公的証明書は平成29年9月1日以降発行のものを提出してください。また、ホッチキス留めの場合は外さないでください。

※住民票等公的証明書は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※日本以外で発行された書類を提出される場合は、必ず日本語訳を添付してください。

※コピー等の提出書類は、A4もしくはA3サイズを基本としてください。ただし、各種証明書の説明やチェックリストに「写し」と記載がない書類は、原本を提出してください。

※申請書類提出前に必ずチェックリストで必要な書類がすべて揃っているか確認し、チェックリストも他の書類と併せて提出してください。

授業料免除申請書・授業料徴収延期申請書

平成29年度前期に授業料の免除・徴収延期を認められた方については、必ず前期申請後の家計状況等（申請区分、世帯人数、特別控除に関する事）の変更の有無を記載してください。

成績証明書

平成25年度以降に入学の学部生（ただし、平成29年度入学生を除く）については、前年度後期分までの成績証明書を提出してください。

住民票

下記に留意の上、別居・同居問わず生計を同一にする者全員の住民票を提出してください。

- ①続柄が表記された世帯全員の住民票を提出してください。
- ②下宿している学生で、住民票を下宿先に移している場合は、下宿先の住民票（「世帯全員」と記載があるもの）も必要です。
- ③下宿している学生で、住民票を下宿先に移していない場合は、住所・氏名・日付（3ヵ月以内）の記載のある公共料金の使用明細、又はアパートの契約書等、住所・氏名の確認ができる書類の写しを提出してください。（兄弟姉妹名義のものしかない場合は、申立書を提出してください。）
- ④学生の兄弟姉妹で、下宿先に住民票を移していない人は、③と同様の書類が必要です。
- ⑤「生活保護世帯」の申請者で、「生活保護受給証明書」に学資負担者及び申請者の氏名が記載されている場合、戸籍抄本及び住民票の提出は不要です。

《所得等に関する証明書》

所得(課税)証明書など市区町村が発行する所得の証明書

以下2点の内容が記載された最新の証明書を提出してください。

- (1) 1年分の所得金額（平成28年1月1日～平成28年12月31日）
- (2) 扶養内訳

※別居・同居問わず生計を同一にする者全員（申請時現在、中学生以下の者は労働している場合のみ、高校生以上の者は全員）の証明書が必要です。高校生以上で収入が無い方も収入金額が「0円」と記載がある証明書を必ず提出してください。

（ただし、平成24年度以前の入学生で「学資負担者の被災・死亡・長期療養・失業・事業の倒産」の理由により申請する場合は、学資負担者、若しくは学資負担者に代わり新たに学資を負担する者の証明書を提出してください。）

※アルバイト代等が所得(課税)証明書に反映されていない場合は、家庭状況調査書(様式第3)の「給与等収入」に当該アルバイト代等を合算するとともに、源泉徴収票または給与明細書などの根拠書類を添付してください。

非課税の収入、臨時所得に関する書類

以下の期間に受給した金額が分かる書類を提出してください。

- ① 非課税の収入：年金、各種手当、失業給付金、親類等からの経済的援助（養育費を含む）等
・・・平成28年1月1日～平成28年12月31日
- ② 臨時所得：退職金、保険金、譲渡所得、山林所得等
・・・平成29年4月11日～平成29年10月10日

①の提出にあたっては別紙1「非課税収入の書き方」を参照してください。また、親類等からの経済的援助に関して通帳の写しが無い場合は、申立書を提出してください。申立書の記載方法につきましては、別紙2「申立書の記入例」を参照してください。

《特別控除に関する証明書》

母子・父子世帯

児童扶養手当、遺児手当、遺族年金を受給している方はその最新の通知書等の写しを提出してください。これらの受給が無い場合は戸籍謄本を提出してください。

離婚により母子・父子世帯となった場合は、養育費を受領していない場合であってもその旨を記載した申立書を提出してください。申立書の記載方法につきましては、別紙2「申立書の記入例」を参照してください。

また、母子・父子世帯の控除は下記の世帯構成の場合に適用します。

- ① 母又は父と18歳未満の子の世帯
- ② 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- ③ 18歳未満の子の世帯
- ④ 祖父母と18歳未満の子の世帯
- ⑤ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯

⑥配偶者のいない兄姉と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯

(注意) 18 歳以上の就学者 (申請者本人を含む。) 及び長期の療養を要する、心身に障害がある等で経済力のない人は、18 歳未満の子として扱います。また、「経済力のない祖父母」とは各々の平成 28 年中の所得金額が 50 万円以下の祖父母のことをいいます。

障害者のいる世帯

「障害者」とは次の(1)～(5)のいずれかに該当する方 (申請者本人を含む。) をいいます。特別控除の適用にあたっては、その事実を証明できる書類を提出してください。

対 象 者	証 明 書 類
(1) 身体障害者福祉法に基づき「身体障害者手帳」の交付を受けている者、又はこれに準ずる者※ ※「これに準ずる者」とは、「戦傷病者手帳」の交付を受けている者、又は「身体障害者手帳」等を所持しない者で、身体障害者福祉法別表の範囲の身体上の障害があることが明らかかな者をいいます。	身体障害者手帳(写) 戦傷病者手帳(写) 医師の診断書 ※「身体障害者手帳」等の交付を申請中の場合は、その事実がわかる医師の診断書を提出してください。
(2) 公害疾病の認定を受けた者で、かつ当該公害による身体上の障害がある者	公害医療手帳(写) (3 級以上)
(3) 原爆被爆者で身体の機能に障害がある者	被爆者健康手帳(写) 健康管理手当証書(写)
(4) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、又は知的障害があると判定される者	医師の診断書 特別児童扶養手当証書(写) 療育手帳(写)
(5) 常に就床を要し複雑な介護を要する者 (要介護 3 以上の者)	介護保険被保険者証(写) 要介護認定通知書(写)

長期療養者のいる世帯

「長期療養者」とは 6 ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養見込の者をいいます。特別控除の適用にあたり、最近 6 ヶ月分の医療費の領収書の写しを提出していただく必要がありますが、療養開始から 6 ヶ月を経過していない場合は、書類提出時点の分までのものを提出してください。なお、以下の費用が特別控除の対象となります。

特 別 控 除 の 対 象 費 目
①医師又は歯科医師への診療・治療費
②病院、診療所への入院費用
③マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費
④治療又は療養のための医薬品費
⑤病院、診療所に通院するための交通費 (必要不可欠なものに限る。)
⑥看護人に対して支払う費用 (賄い費を含む。)
⑦介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額

主たる家計支持者が別居している世帯

主たる家計支持者が勤務の都合で別居している場合に適用できます。

特別控除の適用にあたり、最近1年分の必要経費（住居費、光熱水費、家具・家事用品の費用に限る）の領収書の写しを提出していただく必要がありますが、別居期間が1年に満たない場合は、書類提出時点の分までのものを提出してください。

なお、家計支持者名義の領収書でない場合は特別控除の対象となりません。

風水害・盗難等の被害を受けた世帯

火災・風水害・震災・盗難等により日常生活に必要な資材に被害を受けた場合に適用できます。

盗難の被害を受けた方で、警察署から盗難届出証明書が発行されない場合は、盗難届の受理番号を記載した申立書を提出してください。

《その他》

独立生計者（原則、学部生については独立生計者と認定しません。）

《独立生計者の認定基準》

大学院生のうち、次のア～エのすべてに該当する者

- ア. 所得税法・社会保険上、父母等の扶養親族でない者
- イ. 父母等と別居している者
- ウ. 父母等から経済的な援助を受けていない者
- エ. 本人（配偶者を含む。）に独立した生計を営むだけの収入がある者

申請者の父又は母との生別・死別により両親の住民票を提出できない場合、父又は母が遺族年金を受給している方はその平成29年6月発行の通知書等の写しを提出してください。これらの受給が無い場合は父または母の戸籍謄本を提出してください。

申請者本人が離婚し、母子・父子世帯となった場合は、養育費等を受領していない場合であってもその旨を記載した申立書を提出してください。

高等職業訓練促進給付金受給者（独立生計者）

高等職業訓練促進給付金を受給中、及び支給要件に合致し、受給が見込まれる学部生のうち前記「独立生計者の認定基準」に該当する方は独立生計者と同様の書類を提出してください。

なお、平成28年中に高等職業訓練促進給付金の受給が無い場合は最新の通知書等の写しを提出してください。

IV. 注意事項

※申請をしても必ず授業料免除・徴収延期を受けられるとは限りません。

※申請書類の提出は申請者本人が指定の窓口で行ってください。

※関係書類を整えるには相当な日数を要することがありますので、早めに準備をしてください。申請書類の不足等、書類不備の場合、書類を受理できません。また、書類審査の段階で、追加で書類提出を求めることがあります。

※実習等やむを得ない事情により申請書類を窓口を持参できない場合は、受付期限内（必着）に書類不備がないことを十分に確認のうえ、問い合わせ先の住所に郵送（必ず事前に電話連絡のうえ、簡易書留とすること）してください。なお、書類不備の場合は受理できず、再提出していただく必要がありますので、出来る限り早めに郵送してください。また、郵便事故等による不着については、責任を負いかねますので、極力、郵送による書類提出は避けてください。

※大学からの連絡には速やかに応じてください。連絡に応じない場合は、審査ができず、免除・徴収延期の対象外となります。

※審査の結果、「不許可」又は「半額免除」となった場合は、後期授業料の振込依頼書を郵送しますので、必ず振込依頼書に記載の納付期限までに授業料を納付してください。

なお、納付期限までに授業料が納付されない場合は督促状を送付します。また、授業料が未納のままでは次期以降の授業料免除・徴収延期を申請することはできません。

※申請内容が事実と異なることが判明した場合は、免除・徴収延期許可後であっても免除・徴収延期を取り消します。

V. その他

- ・授業料免除・徴収延期を受ける理由がなくなった場合、辞退届を提出していただく必要があります。必ず問い合わせ先まで申し出てください。なお、辞退後は速やかに授業料を納付してください。
- ・授業料免除・徴収延期の申請受付は前期及び後期で分けて行います。各期ごと（年2回）に申請を行わないと授業料免除・徴収延期は受けられません。
学内掲示及びUNIVERSAL PASSPORT (UNIPA)にて連絡しますので、注意してください。
- ・書類発行元等へ書類の内容について問い合わせる場合があります。
- ・申請書類で取得した情報は、授業料免除等審査・判定業務のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

【問い合わせ先】

学務課 学生支援・国際連携係

住 所：〒480-1194 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114

電 話：0561-76-2843（ダイヤルイン）

F A X：0561-62-0083

受付時間：月～金曜日（土日祝祭日除く） 午前9時～午後5時30分

通帳のコピーを提出する場合

該当部分をマーカー等で強調してください。不要な部分は黒塗りしていただいて結構です。

コピーの余白または別紙に(1)手当・年金名 (2)支給月 (3)月ごとの金額 (4)合計額を記載してください。

既定の支給月と実際の支給内容が異なる場合下記(例1)のように理由を明記してください。また、通帳に手当・年金名が記載されていない場合、(例2)のように何の収入か分かるよう明記してください。

【例】

	日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
①	28-〇-〇	振込	●●テアテ	100,000	
	■	■	■	■	■
②	28-〇-〇	振込	△△ジドウフクシカ	110,000	
③	28-〇-〇	振込	◆◆年金	120,000	
	■	■	■	■	■
			・		
			・		

(例1)

① ●●手当 (4, 8, 12月支給)

4月 100,000円

8月 100,000円

12月 支給なし(8月で支給終了のため)

合計 200,000円

(例2)

② △△児童福祉課から振込

▲▲手当(4, 8, 12月支給)

4月 110,000円

8月 110,000円

12月 110,000円

合計 330,000円

③ ◆◆年金(2, 4, 6, 8, 10, 12月支給)

2月 120,000円

4月 120,000円

6月 120,000円

8月 120,000円

10月 120,000円

12月 120,000円

合計 720,000円

通知書のコピーを提出する場合

通帳コピーを提出する際と同様に、コピーの余白または別紙に(1)手当・年金名(2)支給月(3)月ごとの金額(4)合計額を記載してください。

申立書の記入例

養育費に関する申立書

親類等からの経済的援助 に関する申立書

平成 年 月 日
申立書
授業料免除申請者 学籍番号 氏 名 △△
私は上記学生の学資負担者であり、前夫から養育費として毎月〇〇,〇〇〇円受領しています。
(※受領していない場合はその旨を記載)
以上、相違ないことを申し立てます。
申立人 住 所 免除申請者との続柄 母 氏 名 ■■ 印

平成 年 月 日
申立書
授業料免除申請者 学籍番号 氏 名 △△
私は上記学生の学資負担者であり、◆◆(学資負担者との続柄)である●●(氏名)より仕送りとして毎月〇〇,〇〇〇円受領しています。
以上、相違ないことを申し立てます。
申立人 住 所 免除申請者との続柄 父 氏 名 □□ 印

記入例

様式第3

家庭状況調査書

(別紙3)

記入上の注意

- 前期は6月末日、後期は10月10日現在の状況を記入してください。
 なお、記載内容に虚偽の事実が判明した場合には、免除・徴収延期許可後であっても免除・徴収延期を取り消します。
- *印の項目は、該当するものを○で囲んでください。

《「家族の状況」欄》

- 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする者全員について記入してください。
- 独立の生計を営む兄弟姉妹、及び生計を一にしない祖父母等についても、同居の場合は同一生計とみなしますので、記入してください。

《「収入状況」欄》

- 家族全員の収入状況を記入してください。
 ただし、中学生以下で収入がない者については、記入不要です。
- 申請の前年1月～12月までの1年間（臨時所得は申請書提出期限前6ヶ月間）の収入状況を記入してください。
 なお、収入がない場合は「0」と記入してください。
- 前年に収入があった者が失業している場合は、「0」と記入してください。
- 平成24年度以前の入学生で「学資負担者の被災・死亡等」の理由より免除を申請する場合は、次のとおり記入してください。

【学資負担者の被災】

・「続柄」欄に学資負担者の続柄を記入し、「給与等収入」欄に学資負担者の「所得(課税)証明書」の課税総所得額を記入してください。(その他の家族については記入不要。)

【学資負担者の死亡・長期療養・失業】

・「続柄」欄に学資負担者に代わって学資を負担する者の続柄を記入し、「給与等収入」欄にその者の「所得(課税)証明書」の課税総所得額を記入してください。(その他の家族については記入不要。)

氏名	愛知 太郎	連絡先	— —
学籍番号	2015221001		
所属	外国語 <u>学部</u> 研究科 ヨーロッパ <u>学科</u> 専攻 フランス語圏 <u>専攻</u> 課程 平成27年度入学		

《「連絡先」欄》
 ・記載内容等について問い合わせることがありますので、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

続柄	氏名	住所	年齢	職業	勤務先 学校名
本人		名古屋市〇〇区◆◆ 1-2-3 ××アパート101	20	大学生	愛知県立大学
父	愛知 一郎	岐阜県△△市◇◇町 3-2-1	50	会社員	□□(株)
母	愛知 花子	同上	50	自営業	▲▲ストア
弟	愛知 次郎	同上	17	高校生	岐阜県立 ●●高校
妹	愛知 花江	同上	14	中学生	△△市立 ☆☆中学校
祖父	愛知 三郎	同上	75	年金受給者	

《「給与等収入」欄》
 ・「給与等収入」とは、給与・年金収入を指します。次の金額を記入してください。
【給与】
 …「所得(課税)証明書」の給与収入(支払)金額
【年金】
 …「所得(課税)証明書」の公的年金等収入(支払)金額
 ・同一人で給与及び年金の両方の収入がある場合は、合計額を記入してください。

《「給与等収入以外の所得」欄》
 ・「給与等収入以外の所得」とは、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得(公的年金等以外)を指します。
 「所得(課税)証明書」の所得金額を記入してください。
 ・所得金額がマイナスの場合は「0」と記入してください。
 ・同一人で2種類以上の所得がある場合は、合計額を記入してください。ただし、マイナスの所得は「0」として扱い、プラスの所得との相殺はできません。

《「臨時所得」欄》
 ・「臨時所得」とは、退職金、保険金、譲渡所得、山林所得を指します。次の期間における収入金額から公租公課の経費を除いた金額を記入してください。
【前期】: 前年の10月11日～本年の4月10日
【後期】: 本年の4月11日～本年の10月10日

続柄	給与等収入	給与等収入以外の所得 (※臨時所得を除く。)	臨時所得 (※申請期限前6ヶ月以内)
本人	500,000 円	0 円	0 円
父	3,500,000	0	0
母	0	1,000,000	0
弟	0	0	0
祖父	1,200,000	0	0
世帯合計	5,200,000	1,000,000	0

(裏面)

《「奨学金」欄》

- 申請の前年度1年間（前年の4月～本年の3月）に受給した奨学金について記入してください。

奨学金	名称	日本学生支援機構奨学金【*給付・貸与】	〇×財団奨学金【*給付・貸与】
	年額	612,000 円	360,000 円
	期間	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年 4月～平成29年 3月

《「非課税収入等」欄》

- 申請の前年1年間（1月～12月）に受けた非課税の年金・各種手当等、「所得（課税）証明書」に記載されない収入について記入してください。
- 各欄の「有」又は「無」を必ず〇で囲ってください。

種別	支給額（年額）	種別	支給額（年額）
遺族年金	*有・ <input type="radio"/> 無 円	遺児手当	*有・ <input type="radio"/> 無 円
障害年金	*有・ <input type="radio"/> 無 円	親類等からの援助	*有・ <input type="radio"/> 無 円
失業給付金	*有・ <input type="radio"/> 無 円		円
児童扶養手当	*有・ <input type="radio"/> 無 円		円
児童手当	<input checked="" type="radio"/> 有・無 120,000円		円

各欄に示す年金・手当等以外の非課税収入がある場合は、ここに記入。

《「特別控除額」欄》

- 該当する項目がある場合は、記入してください。

「母子・父子家庭」欄

- 父又は母が死亡若しくは生別の場合は、必ず記入してください。「続柄」欄は、離別した者を〇で囲ってください。
- 「養育費の有無」欄は、申請の前年1年間（1月～12月）の状況を記入してください。

「障害者のいる世帯」欄

- 「障害者」とは次のいずれかに該当する者を指します。
 - 身体障害者福祉法に基づき「身体障害者手帳」の交付を受けている者、又はこれに準ずる者
 - 公害疾病の認定を受けた者で、かつ当該公害による身体上の障害がある者
 - 原爆被爆者で、身体の機能に障害がある者
 - 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、又は知的障害があると判定される者
 - 要介護者（要介護3以上の認定を受けた者に限る。）

特別控除額	*続柄	*死亡/生別の別	時 期	*養育費の有無	
				有（年額）	無
母子・父子世帯	父・母	死亡・生別	年 月	円	
障害者のいる世帯	続柄	*区 分			
	祖父	身体障害者・公害疾病・原爆被爆者・知的障害等・要介護者			
長期療養者のいる世帯 (※6ヶ月以上)	続柄	療養期間	医療費（年額）		
		年 月 日から	円		
		年 月 日から	円		
主たる家計支持者が別居している世帯	別居経費（年額）		円		
	（※住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費のみ）				
風水害等による被災 (※申請期限前1年以内)	被災年月日			被害額	
	年 月 日			円	

「長期療養者のいる世帯」欄

- 「長期療養者」とは6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養が必要と認められる者を指します。
- 「医療費」欄には、次の算式により算出した金額を記入してください。

$$\text{医療費(年額)} = \text{月平均支出額} \times \text{療養月数(最高12ヶ月)}$$
 ※「月平均支出額」とは、次の費用の1ヶ月あたりの平均支出額を指します。（最近6ヶ月分の領収書等を基に算出してください。）
 - 医師又は歯科医師への診療・治療費
 - 病院、診療所への入院費用
 - マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費
 - 治療又は療養のための医薬品費
 - 病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る。）
 - 看護人に対して支払う費用
 - 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額
 ※療養月数には、今後の療養見込期間を含めます。

「主たる家計支持者が別居している世帯」欄

- 主たる家計支持者が単身赴任で別居している場合は、領収書等を基に、別居のために支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品の年間の実費を記入してください。
- 別居が1年に満たない場合は、次の算式により年間の支出額を推算してください。

$$\text{別居経費(年額)} = \text{現在までの月平均支出額} \times 12 \text{ヶ月}$$

「風水害等による被災」欄

- 次の期間に学資負担者が火災・風水害・震災・盗難等の被害を受けた場合に対象となります。

【前期】：前年の4月11日～本年の4月10日

【後期】：前年の10月11日～本年の10月10日
- 「被害額」欄は、領収書等を基に、被災に伴い必要となった最低限の衣料・家具等の購入費、住宅の修理費等の合計額を記入してください。ただし、保険・損害賠償等による補填金額は除いてください。なお、所得税・住民税の雑損控除を受けている場合は、その金額を記入してください。

(注) *印のある項目は、該当するものを〇で囲むこと。

免除申請書類チェックリスト

(別紙 4)

学籍番号: _____ 氏名: _____

学部/研究科: _____ 学科/専攻: _____

※「申請者チェック欄」の口にチェックを入れ、必要な書類が揃っているか確認した上で、申請書類と併せて提出してください。

①申請者全員が提出する書類

提出書類	確認事項	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄
家庭状況調査書 (所定様式)	・生計を一にする者全員について記載があるか(住民票・所得証明書の扶養内訳により確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・住民票と住所が一致するか → 一致しない場合、公共料金の使用明細(写)など住所・氏名が確認できる書類があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・奨学金、非課税収入、特別控除額欄に記入漏れはないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒平成25年度以降の入学生……………②へ

・平成24年度以前の入学生……………③へ

②各申請区分の提出書類(平成25年度以降の入学生)

申請区分	提出書類	確認事項	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄
(1)生活保護家庭	生活保護受給証明書	・申請者本人の氏名が記載されているか →記載がない場合、住民票又は申請者本人の戸籍抄本があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)経済的理由	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・世帯全員分あるか (H29年度において中学生以下で無収入の者は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)学資負担者の被災	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・世帯全員分あるか (H29年度において中学生以下で無収入の者は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 罹災(被災)証明書	・被災日がH28.10.11以降で、住居半壊・半焼以上の被害であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 学資負担者の源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)	・申請者が学資負担者の被扶養者となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)学資負担者の死亡・失業等	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・世帯全員分あるか (H29年度において中学生以下で無収入の者は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 死亡・長期療養:医師の診断書 失業:雇用保険受給資格者証(写)	・長期療養:6ヶ月以上の入院を要する旨の記載があるか ・失業:離職理由が「11,12,31,32」のいずれかであるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 学資負担者の源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)	・申請者が学資負担者の被扶養者となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒「(1)生活保護家庭」の申請者……………**チェック終了**

・「(1)生活保護家庭」以外の申請者 ……裏面④へ

③各申請区分の提出書類(平成24年度以前の入学生)

申請区分	提出書類	確認事項	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄
(1)生活保護家庭	生活保護受給証明書	・申請者本人の氏名が記載されているか →記載がない場合、住民票又は申請者本人の戸籍抄本があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)経済的理由	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・世帯全員分あるか (H29年度において中学生以下で無収入の者は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)学資負担者の被災	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・学資負担者のものであるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 罹災(被災)証明書	・被災日がH28.10.11以降で、住居半壊・半焼以上の被害であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 学資負担者の源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)	・申請者が学資負担者の被扶養者となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)学資負担者の死亡・失業等	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・現在の学資負担者のものであるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 死亡・長期療養:医師の診断書 失業:雇用保険受給資格者証(写)	・長期療養:6ヶ月以上の入院を要する旨の記載があるか ・失業:離職理由が「11,12,31,32」のいずれかであるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 学資負担者の源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)	・申請者が学資負担者の被扶養者となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒「(2)経済的理由」以外の申請者……………**チェック終了**

・「(2)経済的理由」の申請者……………裏面④へ

(裏 面)

④該当者のみ提出する書類

区 分		提出書類	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄	
所得等に関する書類	退職金	退職所得の源泉徴収票(写)など金額・支払日が確認できる書類 (H24年度以前の入学生は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保険金	保険金支払通知書(写)など金額・支払日が確認できる書類 (H24年度以前の入学生は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	譲渡所得・山林所得	売買契約書(写)など金額・支払日が確認できる書類 (H24年度以前の入学生は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	年金・各種手当	通知書(写) 又は 通帳該当ページのコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	失業給付金	雇用保険受給資格者証(写) (支給期間・金額の記載があるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	親戚等からの援助	通帳該当ページのコピー 又は 援助についての申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特別控除に関する書類	就学者のいる世帯	在学証明書 又は 学生証(写)(中学生以下の就学者は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	母子・父子世帯	1 児童扶養手当・遺児手当・遺族年金の最新の通知書(写)、戸籍謄本など 母子・父子世帯であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2 養育費に関する申立書 又は 通帳該当ページのコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	障害者のいる世帯	身体障害者	身体障害者手帳(写)、戦傷病患者手帳(写)、医師の診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		公害疾病	公害医療手帳(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		原爆被爆者	被爆者健康手帳(写)、健康管理手当証書(写) など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		知的障害等	療育手帳(写)、特別児童扶養手当証書(写)、医師の診断書 など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要介護者	介護保険被保険者証(写)、要介護認定通知書(写) など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	長期療養者のいる世帯	1 医師の診断書 (病名・療養期間記載のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2 医療費の領収書 (最近6ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
主たる家計支持者別居世帯	住居費、光熱水費、家具・家事用品の領収書 (最近1年分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
火災・風水害・盗難等による被災	1 風水害・震災等・・・罹災(被災)証明書 盗難・・・盗難届出証明書 又は 申立書(盗難届の受理番号記載のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 被害金額を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 保険・損害賠償による補填金額が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他	独立生計者	1 独立生計者 家庭状況調査書 (所定様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2 父母等の源泉徴収票(写) など父母等の扶養親族でないことを証明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3 本人の健康保険証(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4 別居している父母等の住民票 (父又は母が生別・死別の場合は父又は母の戸籍謄本なども必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前年に収入があった者が失業している場合	雇用保険受給資格者証(写) (離職理由: 11,12,31,32のみ対象)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

⇒⑤確認事項へ

⑤授業料の納付についての確認事項

確認事項	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄
申請日までに今期の授業料は納入していない。また、免除決定通知日まで授業料の納入をしないことを確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒チェック終了

徴収延期申請書類チェックリスト

学籍番号: _____ 氏名: _____

学部/研究科: _____ 学科/専攻: _____

※「申請者チェック欄」の口にチェックを入れ、必要な書類が全て揃っているか確認した上で、申請書類と併せて提出してください。

①申請者全員が提出する書類

提出書類	確認事項	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄
家庭状況調査書 (所定様式)	・生計を一にする者全員について記載があるか（住民票・所得証明書の扶養内訳により確認）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・住民票と住所が一致するか → 一致しない場合、公共料金の使用明細(写)など住所・氏名が確認できる書類があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・奨学金、非課税収入、特別控除額欄に記入漏れはないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒②へ

②各申請区分の提出書類

申請区分	提出書類	確認事項	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄
(1)経済的理由	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所得(課税)証明書	・世帯全員分あるか (H29年度において中学生以下で無収入の者は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)学資負担者の 行方不明	行方不明者届出証明書 又は 申立書	・申立書の場合、行方不明者届の受理番号の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)学資負担者の 被災	1 住民票	・「世帯全員」、「続柄」の記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 罹災(被災)証明書	・被災日がH28.10.11以降であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 学資負担者の源泉徴収票(写) 又は 確定申告書(写)	・申請者が学資負担者の被扶養者となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒「(1)経済的理由」以外の申請者・・・チェック終了

・「(1)経済的理由」の申請者……………裏面③へ

(裏 面)

③該当者のみ提出する書類

区 分		提出書類	申請者 チェック欄	大 学 チェック欄	
所得等に関する書類	退職金	退職所得の源泉徴収票(写)など金額・支払日が確認できる書類 (H24年度以前の入学生は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保険金	保険金支払通知書(写)など金額・支払日が確認できる書類 (H24年度以前の入学生は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	譲渡所得・山林所得	売買契約書(写)など金額・支払日が確認できる書類 (H24年度以前の入学生は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	非課税収入	年金・各種手当	通知書(写) 又は 通帳該当ページのコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		失業給付金	雇用保険受給資格者証(写) (支給期間・金額の記載があるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		親戚等からの援助	通帳該当ページのコピー 又は 援助についての申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特別控除に関する書類	就学者のいる世帯	在学証明書 又は 学生証(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	母子・父子世帯	1 児童扶養手当・遺児手当・遺族年金の最新の通知書(写)、戸籍謄本など 母子・父子世帯であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2 養育費に関する申立書 又は 通帳該当ページのコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	障害者のいる世帯	身体障害者	身体障害者手帳(写)、戦傷病者手帳(写)、医師の診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		公害疾病	公害医療手帳(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		原爆被爆者	被爆者健康手帳(写)、健康管理手当証書(写) など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		知的障害等	療育手帳(写)、特別児童扶養手当証書(写)、医師の診断書 など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要介護者	介護保険被保険者証(写)、要介護認定通知書(写) など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	長期療養者のいる世帯	1 医師の診断書(病名・療養期間記載のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2 医療費の領収書(写) (最近6ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	主たる家計支持者別居世帯	住居費、光熱水費、家具・家事用品の領収書(写) (最近1年分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
火災・風水害・盗難等による被災	1 風水害・震災等・・・罹災(被災)証明書 盗難・・・盗難届出証明書 又は 申立書(盗難届の受理番号記載のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 被害金額を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 保険・損害賠償による補填金額が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他	独立生計者	1 独立生計者 家庭状況調査書(所定様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2 父母等の源泉徴収票(写) など父母等の扶養親族でないことを証明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3 本人の健康保険証(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4 別居している父母等の住民票 (父又は母が生別・死別の場合は父又は母の戸籍謄本なども必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前年に収入があった者が失業している場合	雇用保険受給資格者証(写) (離職理由:11,12,31,32のみ対象)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

⇒チェック終了

授 業 料 免 除 申 請 書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

愛知県立芸術大学	学部	科	専攻
愛知県立芸術大学大学院	研究科	専攻	領域

年度入学

学籍番号

氏 名

印

電 話

授業料を免除して下さるよう関係書類をそえて下記のとおり申請します。

ついては、免除の可否が決定されるまで授業料の徴収を猶予して下さるよう併せてお願い
します。

なお、免除が不許可とされた場合、又は半額免除が許可された場合は納付すべき授業料を指
定された期日までに納付します。

また、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありま
せん。

記

免 除 の 対 象 期 間		29 年度 前期 ・ 後期			
免 除 を 必 要 と す る 理 由					
	未納の授業料 の有 無	有 ・ 無	休 学 歴	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
留年の有無	有 ・ 無	期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
修得単位数		※下記の内容を確認して□にチェックしてください。			
単 位		<input type="checkbox"/> 申請日までに、今期の授業料は納付していません。また、結 果通知日まで授業料を納付する必要がないことを確認しまし た。 <small>※結果通知日前に授業料を納付すると、免除できない場合があります。</small>			

授業料徴収延期申請書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

(愛知県立芸術大学	学部	科	専攻
	愛知県立芸術大学大学院	研究科	専攻	領域

年度入学

学籍番号

氏 名

印

電 話

授業料を徴収延期して下さるよう関係書類をそえて下記のとおり申請します。
 ついては、徴収延期の可否が決定されるまで授業料の徴収を猶予して下さるよう併せてお願いいたします。
 なお、徴収延期が不許可とされた場合は、納付すべき授業料を指定された期日までに納付します。
 また、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、徴収延期を取り消されても異存ありません。

記

徴収延期の対象納期		29 年度 前期 (前期末日まで) ・ 後期 (3月20日まで)		※卒業年度は前期7月末日・後期1月末日までとする。			
徴収延期を必要とする理由							
未納の授業料の有無	有 ・ 無	休学歴	期間	年 月 日～	年 月 日		
留年の有無	有 ・ 無		期間	年 月 日～	年 月 日		

家庭状況調査書

氏名		連絡先	— —	
学籍番号				
所属	*学部 研究科	*学科 専攻	*専攻 課程	年度入学

家族 の 状 況	続柄	氏名	住所	年齢	職業	勤務先 学校名
	本人					

収 入 状 況	続柄	給与等収入	給与等収入以外の所得 (※臨時所得を除く。)	臨時所得 (※申請期限前6ヶ月以内)
	本人	円	円	円
	世帯合計			

(裏 面)

奨 学 金	名 称	【*給付・貸与】	【*給付・貸与】
	年 額	円	円
	期 間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月

非 課 税 収 入 等	種別		支給額 (年額)	種別		支給額 (年額)
	遺族年金	*有・無	円	遺児手当	*有・無	円
障害年金	*有・無	円	親類等からの援助	*有・無	円	
失業給付金	*有・無	円			円	
児童扶養手当	*有・無	円			円	
児童手当	*有・無	円			円	

特 別 控 除 額	母子・父子世帯	*続柄	*死亡/生別の別	時 期	*養育費の有無	
		父・母	死 亡 ・ 生 別	年 月	有 (年額 _____ 円) ・ 無	
	障害者のいる世帯	続柄	*区 分			
			身体障害者・公害疾病・原爆被爆者・知的障害等・要介護者			
			身体障害者・公害疾病・原爆被爆者・知的障害等・要介護者			
	長期療養者のいる世帯 (※6ヶ月以上)	続柄	療 養 期 間		医 療 費 (年額)	
			年 月 日から		円	
			年 月 日から		円	
	主たる家計支持者が別居している世帯	別 居 経 費 (年額)			円	
			(※住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費のみ)			
風水害等による被災 (※申請期限前1年以内)	被 災 年 月 日			被 害 額		
	年 月 日			円		

(注) *印のある項目は、該当するものを○で囲むこと。

独立生計者 家庭状況調査書

氏 名		学籍番号	
所 属	研究科	専攻	課程 年度入学

◇1ヶ月あたりの生活費

収 入 (月額)		支 出 (月額)	
項 目	金 額	項 目	金 額
定 職	円	家 賃	円
アルバイト	円	食 費	円
預 貯 金	円	光 熱 水 費	円
奨 学 金	円	教 育 費	円
	円	衣 服 費	円
	円	娯 楽 ・ 嗜 好 費	円
	円	保 険 衛 生 費	円
	円	交 通 ・ 通 信 費	円
	円	そ の 他	円
合 計	円	合 計	円

(注) 原則、学部生については独立生計者と認定しません。